

狭山市集合住宅のごみ集積所に関する取り扱い

平成 4 年 7 月 1 日
市 長 決 裁
改正 平成 2 8 年 1 2 月 1 日

(定義)

- 1 この取り扱いの集合住宅とは、共同住宅、長屋住宅等（以下「集合住宅」という。）をいう。

(設置)

- 2 集合住宅のごみ集積所の設置については、着工前に設置場所、面積等について奥富環境センターと協議をすること。

(集合住宅の集積所の収集開始)

- 3 集合住宅のごみ収集を開始するときは、申請者（利用者代表）若しくは管理責任者が、収集開始希望日の2週間前までに申請書（様式2）を市長に提出しなければならない。

ただし、清掃管理会社、その他の者が集積所の管理を行う場合は、適正な清掃管理を行う旨の清掃実施誓約書を添付すること。

- 4 前項に掲げるもののほか、特別な事由があると認められる場合には、必要書類を添付すること。

(集合住宅の集積所の設置要件)

- 5 集合住宅の集積所を新設する場合は、原則として、次に掲げる要件を備えていなければならない。

(1) 4トンの収集車が円滑に通り返ることが出来る公道に面し、切り返し、後退をしないような場所であること。

(2) 収集作業の上で、交通上の支障または危険性がない場所であること。

(3) 交通量の多い片側2車線以上の道路沿いでの収集は認めない。

(4) 集積所1箇所の利用世帯数は、10世帯以上であること。

なお、10世帯未満の場合は、周辺の既存集積所の利用若しくは近隣世帯を含めて10世帯以上で申請すること。

(5) 集積所の必要面積は、1世帯当たり0.18㎡（有効面積）以上（単身世帯用の場合は、1世帯当たり0.12㎡以上。）とし、最低10世帯分以上を確保すること。

形状については、概ね1：2の長方形の収集しやすい形状であること。

(6) 集積所の取り出し口は、公道に面し、集積所内には電柱等の障害物を設けないこと。

(7) 集積所フロアは、道路と同程度の高さとする。

(8) 集積所の衛生管理のため水道栓を設置する場合は、収集作業に支障とならない位置に設置すること。

ただし、排水については、関係各課の指導に従うこと。

(9) 集積所に屋根や囲いをする場合の取り出し口は、幅2m、高さ2m以上とし、出来るだけ扉を設置しないこと。

やむを得ず扉を設ける場合は、収集時に使用者側で開閉すること。

(10) ごみ集積所の設置が困難な場合、また、近隣のごみ集積所の利用が困難な場合は、自己での処分について考慮すること。

(集合住宅の集積所の管理)

- 6 集合住宅の集積所は、当該集積所の利用者全員で維持管理するものとし、常に清潔にし、排出物の散乱防止を図り、環境衛生上支障のないように努めなければならない。

- 7 集合住宅の集積所を清掃管理会社、その他の者が清掃管理を行う場合は、入居者に収集日程、ごみの出し方などを徹底させ、集積所の不衛生（分別の不徹底、散乱、収集日以外の排出等）を指摘された場合、速やかに対処しなければならない。

また、再三の指摘にも改善されない場合、市長がその集積所を廃止させることができる。

(変更)

- 8 集合住宅の所有者及び清掃管理会社の変更があった場合は、変更届（様式2）を提出しなければならない。

附 則

1 この取扱いは、平成4年7月1日から適用する。

2 この取り決を定める以前に行われたごみ集積所に係る取り扱いについては、すべてこの取り扱いにより行われたものとみなす。

3 この取り決は、平成11年1月1日から適用する。

4 この取り決は、平成13年9月1日から適用する。

5 この取り決は、平成13年10月1日から適用する。

6 この取り決は、平成28年12月1日から適用する。